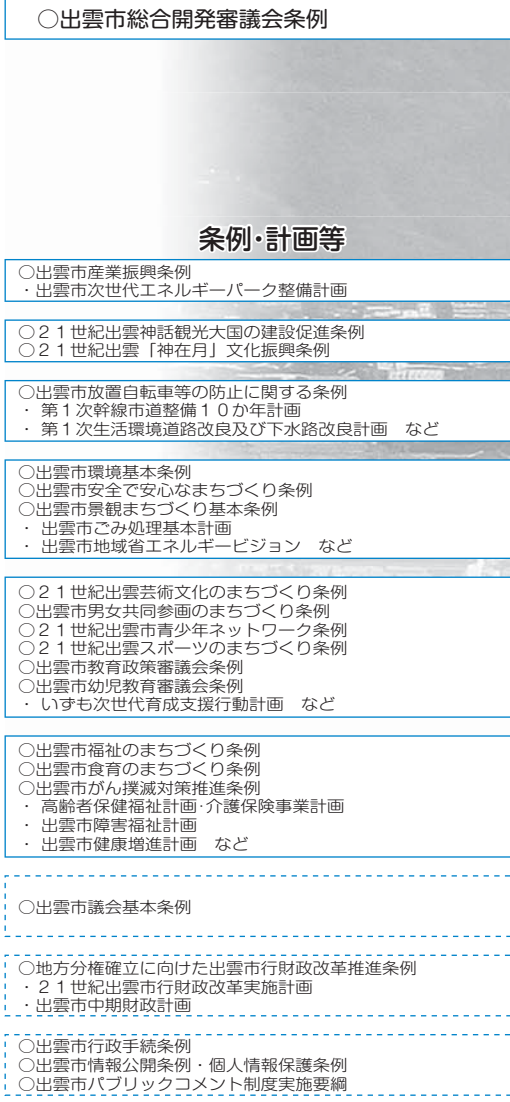
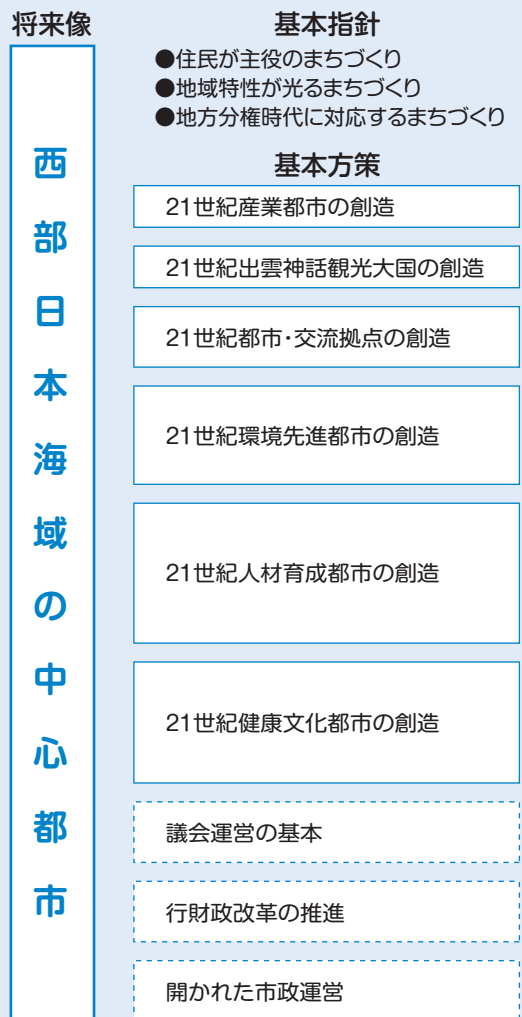


21世紀出雲のグランドデザインとまちづくり条例等の体系

21世紀出雲のグランドデザイン



出雲市まちづくり基本条例

条例制定の趣旨

2000年からの伝説とロマンに輝く出雲の地において、平成17年3月、新出雲市が誕生しました。

合併後10年間の夢と希望を託す「21世紀出雲のグランドデザイン」を基に、まちづくりの諸条例・計画等を整備し、市の発展のルールづくりを行ってきたところです。

そして、この「まちづくり基本条例」の総仕上げとして、これらの諸条例・計画等を束ねる「出雲市まちづくりの基本条例」を定めるものです。

そしてこの条例は、新市建設の合併協議で取りまとめられた「住民が主役のまちづくり」「地域特性が光るまちづくり」「および「地方分権時代に対応するまちづくり」の3つの基本眼目を市のまちづくりの基本理念として改めて明示し、平成18年3月に定めた市民憲章のもと、「西部日本海地域の中心都市」を目指す羅針盤として、市民と議会と行政が連携・協働し、市のまちづくりを推進することを目指しています。

市では、「出雲市まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを進めています。今回、この条例の骨子となる要綱(案)についてお知らせしますので、市民の皆さんからのご意見をお寄せください。

市民と連携・協働し、まちづくりを推進

「出雲市まちづくり基本条例要綱(案)」抜粋……

- 第2 目的**
- この条例は、前文に掲げる出雲市のまちづくりの基本理念に則り、本市におけるまちづくりの基本原則を定め、出雲市民、出雲市議会及び出雲市の行政が密接に連携・協働し、21世紀の地方分権自治の担い手たる基礎自治体にふさわしい出雲市のまちづくりを推進することを目的とする。
- 第3 条例の位置付け**
- この条例は、出雲市の各般にわたるまちづくりの条例・計画等の基本かつ共通の原則として位置付けるものとする。
- 第4 市民のまちづくり参加の基本原則**
- (1)市民、議会及び市は、まちづくりに関する情報をすべて共有するものとする。
 - (2)市民、議会及び市は、相互の理解と信頼関係に基づき、連携・協働のまちづくりを進めるものとする。
 - (3)議会及び市は、市民の意向・意思が市政に適切に反映されるよう、市民のまちづくりへの自主的な参加意欲を促し、情報提供と相互理解の増進に努めるものとする。
- 第5 地域社会**
- (1)市民は、町内会、自治会等地域社会において、プライバシーが尊重される中で、相互の理解と心温まる連帯意識のもと、自主自立の心豊かなまちづくりに努めるものとする。
 - (2)議会及び市は、地域社会の自主的な活動を尊重しながら、市民が地域社会の一員として、それぞれの権限と責務を適切に果たす中で、自己実現が期せられるよう支援するものとする。
- 第6 地域特性が光るまちづくり**
- 市民、議会及び市は、地域の特色ある伝統文化や諸活動を継承・発展させるとともに、それぞれの豊かで多様な地域特性を十分発揮・結集することにより、「産業の力」、「都市の力」そして「文化の力」を培い、魅力輝くまちづくりを進めるものとする。
- 第7 国内他地域及び国際社会との交流**
- (1)市民、議会及び市は、経済、観光、文化、教育等国内の他地域との連携・交流にそれぞれの立場で積極的に参加、協力し、特色あるまちづくりに努めるものとする。
 - (2)市民、議会及び市は、情報交通革命が進展し、世界各地との時間距離が大幅に縮まる中で、海外諸都市との姉妹都市、友好都市等との関係を充実強化し、相互の連携・交流を通じ、それぞれの発展と世界平和へのため貢献に努めていくものとする。
 - (3)市民、議会及び市は、国境を越えた市民と市民の交流が日常的な活動となる時代の中、快適なサービスの提供とおもてなしの心の実践に努め、広く国内外に開かれた連携・交流のまちづくりを進めるものとする。
- 第8 出雲市民憲章**
- (1)市民は、平成18年3月に制定した市民憲章のもと、出雲市民としての自覚と誇りを持ち、ふるさと出雲を愛する心を育み、活力ある市民生活の増進に寄与するものとする。
 - (2)議会及び市は、市民の相互理解と連帯意識を育む市民憲章の普及・啓発を図るものとする。
- 第9 まちづくり諸条例の策定・改定の原則**
- (1)議会及び市は、各分野にわたる多様なまちづくりの条例・計画等について、社会経済情勢等の変化に対応できるよう、必要に応じ随時見直し・検討を加えるなど、市の発展のルールが常に適切に生かされるよう配慮するものとする。
 - (2)議会及び市は、まちづくりの条例・計画等の策定及び運営にあたり、市民から随時、意見・提言を求め、パブリックコメントの機会を十分に提供し、市民の参加促進に努めるものとする。
- 第10 行財政運営**
- 市は、市の行財政運営にあたり、議会及び市民の理解及び協力を得て、中・長期的な財政計画を策定・展望し、真の地方分権の実現にふさわしい自主的かつ安定的な行財政運営に努めるものとする。
- 第11 国及び県との関係**
- 議会及び市は、国及び県との関係が、上下主従から対等協力へと変容する真の意味での地方分権時代の流れに沿って、市民の意識の啓発と市職員の主體的な経営感覚と意欲の醸成に努めるものとする。

ご意見は政策課に

出雲市まちづくり基本条例要綱(案)は、市ホームページでもご覧になれます。

【提出方法】

郵送・ファクス・電子メールで、ご意見、住所、氏名を記入し、政策課へ提出してください。

※パブリックコメント意見様式は市のホームページから入手できます。

【募集期限】

5月15日(木)まで

【提出先】

〒693-8530(住所不要)
出雲市役所 政策課
☎21-6614 FAX21-6509
E-mail:seisaku@city.izumo.shimane.jp

出雲市民憲章

出雲市民の誓い

豊かな自然と歴史に育まれた 神話のふるさと出雲の國
わたしたちは 出雲を愛し 自然と歴史文化を受け継ぎ 後世に伝え
夢と希望を持って 未来へ羽ばたく出雲を創造するため
ここに市民憲章を定めます

- 世界に誇る「環境のまち」をつくります**
自然を守り、美しく清らかな心を大切に環境のまち出雲
- 世界に誇る「健康のまち」をつくります**
平和を愛し、安心で生命輝く健康のまち出雲
- 世界に誇る「教育のまち」をつくります**
学びの志をいだき、ひとりひとりの夢を実現する教育のまち出雲
- 世界に誇る「文化のまち」をつくります**
歴史と伝統を尊び、未来を創造する文化のまち出雲
- 世界に誇る「産業のまち」をつくります**
働く喜びをもち、地域を支え豊かにする産業のまち出雲